

広川町農業委員会

第 31 回総会議事録

令和 5 年 2 月 6 日

# 広川町農業委員会第 31 回総会議事録

令和 5 年 2 月 6 日広川町農業委員会第 31 回総会が広川町役場 3 階 301・302 号会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

| 議席   | 氏 名     | 議席 | 氏 名     |
|------|---------|----|---------|
| 会長   | 大 石 義 勝 | 6  | 馬 場 敦 子 |
| 会長代理 | 古 賀 秀 之 | 7  | 渡 邊 和 江 |
| 1    | 中 村 和 浩 | 欠  | 鐘ヶ江 百合子 |
| 2    | 中 村 正 明 | 9  | 山 崎 義 史 |
| 3    | 山 村 佳代子 | 10 | 稲 員 雅 史 |
| 4    | 梅 本 康 孝 | 11 | 野 田 光 浩 |
| 5    | 丸 山 敬二郎 | 12 | 渡 邊 鉄 也 |

## 農地利用最適化推進委員

| 議席 | 氏 名     | 議席 | 氏 名     |
|----|---------|----|---------|
| 1  | 田 中 秀 典 | 8  | 弓 削 和 幸 |
| 2  | 重 野 秀 夫 | 9  | 船 越 誠 治 |
| 3  | 鹿 田 勝 師 | 10 | 野 田 隆 文 |
| 4  | 萩 尾 喜久夫 | 11 | 山 下 淳   |
| 5  | 丸 山 和 幸 | 12 | 中 島 和 彦 |
| 6  | 馬 場 啓 介 | 13 | 牛 島 信 二 |
| 7  | 中 島 康 則 |    |         |

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、議案第1号1件、議案第2号5件、議案第3号1件、議案第4号4件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、古賀秀之会長代理、3番 山村 佳代子 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字 吉常 他2筆 借受人：■■■■、貸付人：■■■■、申請理由 耕作者の都合により次の耕作者は未定 順位2 大字川上 他2筆 借受人：■■■■、貸付人 ■■■■、申請理由 耕作者の都合により 次の耕作者は未定 順位3 大字太田 他1筆 借受人：■■■■、貸付人 ■■■■、申請理由 耕作者の都合により 解約後は新たに耕作される方がいる旨報告。

議長 事務局の説明が終わりました。報告事項、順位1から順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字長延 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾 喜久夫 推進委員 申請地につきましては事務局から説明がありましたとおりで申請地は以前ブドウが植栽されていましたが現在更地になっており譲受人の■■■■さんは申請地の近所に家を建てられており、野菜を栽培されるということですのでよろしくお願いします。

議長 順位1について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字吉常 他1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。  
3番 鹿田 勝師 推進委員 申請人は親子で自宅建築するための転用申請で水利承諾等も取

れておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 2 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 建売住宅用地（1 棟）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 申請地は譲渡人の■■■■さんの息子さんの住宅用地として計画されていましたが建築する予定がなくなり農地として管理するのが困難ということで建売住宅用地として申請されるもので土地改良区外の農地で水利承諾も取られていますのでよろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 農業委員 申請地に接してフェンスがあるようですが周囲はどうなっているんですか。

事務局 河川の道路敷地になっています。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字太田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8番 弓削 和幸 推進委員 農用地除外申請をされておりました時は亡くなられた ■■■ ■■■さんでしたが、娘の■■■ ■■■さんが相続され息子の■■■ ■■■さんが住宅を建てられるものですのでよろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願ひします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 4 について事務局の説明をお願ひします。

事務局 説明 順位 4 大字一條 他 1 筆 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 建売住宅用地（2 棟）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願ひします。

12番 中島 和彦 推進委員 譲渡人の■■■ ■■■さんが高齢のため農地の管理が困難ということで建売住宅用地として譲渡されるもので水利承諾も取られておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願ひします。

11番 野田 光浩 農業委員 東側は用水路ということですが雨水はどこに流れるんですか。

事務局 道路側に勾配を付けて流される計画になっております。

11番 野田 光浩 申請人に確認されますようお願ひします。

事務局 分かりました。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 5 について事務局の説明をお願ひします。

事務局 説明 順位 5 大字藤田 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 観光農園駐車場

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13 番 牛島 信二 推進委員 事務局から説明がありましたとおり観光農園の従業員駐車場として一時転用されるということで■■■■さんから借り受けられるもので隣接農地の同意も取られていますので問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 農業委員 一時転用は開園期間だけということですが来年も一時転用の申請はされるんですか。

事務局 申請人の■■■■さんに聞いたところ貸付人の■■■■さんも遠方に住んでおられ管理が困難のため譲渡したいということですので将来は買って転用したいといわれています。

11 番 野田光浩 農業委員 開園期間が終わったら現状復旧されるのでしょうか。

事務局 現状復旧されるということです。

2 番 中村正明 農業委員 一時転用は何年認められるんですか。

事務局 農用地内につきましては最長 3 年間認められており、それ以外は最長 5 年間認められております。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし。

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順意 5 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 3 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字藤田 申請人 ■■■■ 理由 現況が山林化しているため。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13 番 牛島 信二 推進委員 申請地は、隣接する申請人の■■■■さんの現在資材置場になっております。法面の一部になっており現況は雑木が生えて農地に戻すのは困難ということで申請人も正式に手続きをしたいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

3 番 山村 佳代子 農業委員 申請地の北側はどうなっているんですか。

事務局 申請地と同じように山林になっております。

3 番 山村 佳代子 農業委員 非農地の手続きは必要ないんですか。

事務局 こちらは、地目が山林になっており農地台帳にも記載されていないので手続きは必要ありません。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし。

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順意 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 4 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字広川 他 1 筆 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 売買 順位 2 大字川上 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 売買 順位 3 大字広川 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 売買 順位 4 大字広川 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 ■■■■■ 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田隆文 推進委員 順位 3 について場所は何処でしょうか。

事務局 下広川小学校から南へ行った東側の広川沿いの基盤整備地区内の農地です。

11 番 野田光浩 農業委員 順位 4 の物件については里道がありますがどうされるのでしょうか。

事務局 里道の件については、譲受人と建設課に話をしていますので払下げか付替えで検討していただいています。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 から順位 4 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし、異議ない旨町長に報告する事とします。以上で審議はすべて終わりました。